

公益社団法人日本図書館協会 活動部会通則規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第 50 条第 5 項の規定に基づき、活動部会（以下「部会」という。）の役割、設置、名称、組織、運営その他部会に共通して適用される事項を定めることにより、円滑で活発な部会活動の進展に資することを目的とする。

(部会の役割)

第 2 条 部会は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の会員が定款第 4 条に定める本法人の事業を行おうとする場合に、各会員の関心に応じて各部会が専門的観点から事業を行うことを通じて、本法人の発展に資することを役割とする。

(部会の設置及び廃止)

第 3 条 部会は、図書館の活動領域の専門性及び第 4 条に規定する標準を考慮して、理事会の決議によって設置される。

2 部会は、理事会の決議によって廃止される。

(部会の種類及び活動内容の標準)

第 4 条 部会の種類及び活動内容は、おおむね次に掲げる標準による。

- (1) 公共図書館部会：図書館法第 2 条の規定に基づく図書館のほか、公民館図書部その他公共的読書施設にかかる活動
- (2) 大学図書館部会：学校教育法第 83 条の規定に基づく大学の図書館にかかる活動
- (3) 短期大学・高等専門学校図書館部会：学校教育法第 108 条の 2 及び 3 の規定に基づく短期大学の図書館のほか、同法第 115 条の 2 の規定に基づく高等専門学校の図書館及びこれに準ずる図書館にかかる活動
- (4) 学校図書館部会：学校図書館法第 2 条の規定に基づく学校図書館等にかかる活動
- (5) 専門図書館部会：特定分野の専門的資料を重点的に収集し、特定又は一般の用に供する図書館等の施設（ただし、設置主体は問わない。）にかかる活動
- (6) 図書館情報学教育部会：図書館情報学の教育にかかる活動

(部会が行う事業)

第 5 条 部会は、当該部会の専門的な活動領域に関し、定款第 4 条第 1 項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

(部会の構成)

第 6 条 部会は、定款第 6 条第 1 項第 1 号に規定する正会員である個人会員及び施設等会員並びに同項第 2 号に規定する準会員である個人会員によって構成される。

2 前項の規定にかかわらず、定款第 6 条第 1 項第 3 号に規定する賛助会員のうち希望する者は、部会の構成員となることができる。

(会員の部会所属)

第7条 会員は、第3条第1項の規定に基づいて設置された部会のうち、理事長に申し出たいずれか1の部会に所属する。ただし、特別な理由があるときは、会員は、理事長の承認を得て2以上の部会に所属することができる。

(部会総会)

第8条 部会に、当該部会のすべての構成員から組織される部会総会を設置する。

- 2 この規程で別に定めるもののほか、部会の運営に係る重要な事項は、部会総会の議決を経なければならない。
- 3 部会総会は、部会長が、少なくとも毎年1回、招集する。
- 4 部会総会の運営その他の事項は、第9条に規定する当該部会の部会規定で定める。

(部会規程)

第9条 部会は、その組織、運営その他の事項について、部会総会の提案を理事会が議決することにより、部会規程を定めることができる。

(部会の役員)

第10条 部会に部会長を置く。部会長は、当該部会の構成員の互選又は当該部会規程の規定に基づいて推薦された者を、理事長が任命する。

- 2 部会は、当該部会規程の規定に基づき、必要と認められる役員を置くことができる。当該役員の任命は、当該部会規程に基づいて部会長が行う。
- 3 部会長は、個人会員であれ施設等会員であれ、当該部会を代表し、部会会務を総括する。
- 4 部会は、本法人の理事及び監事選任規程第8条第7項の規定に基づき、理事長から理事候補者の推薦を求められた場合には、すみやかに理事候補者を推薦するものとする。
- 5 前項に規定する理事候補者の推薦を行うに当たり、部会は、原則として当該部会の部会長を理事候補者とする。ただし、特別な事情がある場合には、部会総会で選出した者を理事候補者とするすることができる。

(部会長及び役員の任期)

第11条 部会長及び役員の任期は、定款第34条の規定を準用し、本法人の役員と同一とする。

- 2 部会長及び役員は、2回まで再任されることができる。ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない。

(部会の経費)

第12条 部会の経費は、次の経費をもってまかなう。

- (1) 本法人の部会活動配分経費
- (2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金

(3) 当該部会の活動を指定した寄附金及び補助金等

2 部会長は、当該部会の経理状況を、定期的に理事長に報告しなければならない。

(部会活動の報告)

第13条 部会長は、当該部会の活動状況について、定期的に理事長に報告しなければならない。

2 部会長は、当該部会の活動状況について、毎年、事業年度終了後3カ月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、理事長に対して文書により報告を行わなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

1 この規程は、平成26年1月21日から施行する。(公益法人登記日)

2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書協会部会通則は廃止する。

3 この規程の施行後において、各部会規程等の改正が行われるまでの間における各部会の取り扱いは、なお従前の取り扱いによる。